

【檜葉町】
小学校及び中学校に係る端末整備・更新計画

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①	児童生徒数(名)	218	263	248	247	249
②	予備機を含む 整備上限台数(台)	—	303	286	285	286
③	整備台数 (予備機除く)(台)	—	300	282	282	285
④	③のうち基金事業 によるもの(台)	—	303	286	285	286
⑤	累積更新率(%)	—	114	114	114	114
⑥	予備機整備台数(台)	—	40	38	38	37
⑦	⑥のうち基金事業 によるもの(台)	—	40	38	38	37
⑧	予備機整備率(%)	—	13	13	13	13

(端末の整備・更新の考え方)

令和2年より児童生徒に配布しているGIGA端末ipadは、令和7年度からのChrome端末導入に合わせ、適切な処分を行う。

令和7年度より導入予定のChrome端末については、購入し整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○ 対象台数

未定

○ 処分方法

- ・使用済み端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にも再使用・再資源化を委託
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にも再使用・再資源化を委託

○ 端末データの消去方法

- ・処分事業者へ委託する。処分方法等については、処分漏れ等ないように、詳細に処分業者と確認を行いながら実施。

○ スケジュール(予定)

令和7年9月(2学期)	新規端末(購入)の使用開始
令和7年10月	処分業者決定
令和8年3月	使用済み端末の事業者への引き渡し

○ その他特記事項